戦後地域社会における戦争死者慰霊祭祀-慰霊碑等の 建立・祭祀についての事例研究-

メタデータ	言語: jpn						
	出版者: 明治大学人文科学研究所						
	公開日: 2010-03-08						
	キーワード (Ja):						
	キーワード (En):						
	作成者: 孝本, 貢						
	メールアドレス:						
	所属:						
URL	http://hdl.handle.net/10291/7037						

戦後地域社会における戦争死者慰霊祭祀 一慰霊碑等の建立・祭祀についての事例研究—

孝 本 貢

—— Abstract ——

The Memorials Service of The War Dead in Community of Postwar

KOUMOTO Mitsugi

The summary

The Asia-Pacific War brought about a great number of war dead in the world. In the case of Japan, the war caused 2.3 million war dead: this number accounted for over 94 percent of the war dead of modern Japanese society. The catastrophe of the war brought about serious source of calamity for the Japanese society of postwar. As an empirical research, this research studies how families of war dead and communities in Miyazaki prefecture and Nagano prefecture have held memorial services for war dead of the Asia-Pacific War. From late 1950, in order to memorialize war dead, memorial towers were constructed throughout Japan. The purpose of these memorial towers was to memorialize victims of tragic wars, and differed from the purpose of "Chukon-hi", a monument for the loyal war dead, constructed after the Sina-Japanese War and the Russo-Japanese War because the purpose of "Chukon-hi" was to stimulate the Japanese nation to mobilize to war. In the case of the memorials towers after the Asia-Pacific War, the purpose was not only to memorialize victims of the war, but also to accuse about the blame for the war. However, the Japanese society of postwar forgot about these important things: the tragedy of the war and the blame for the war, and pushed forward to growing Japanese economy. This thesis also represents about this attitude of the Japanese society of postwar.

《個人研究第2種》

戦後地域社会における戦争死者慰霊祭祀 一慰霊碑等の建立・祭祀についての事例研究一

孝 本 貢

一 はじめに

近・現代日本社会における国家と国民との関係性を解明するために、その重要な指標として、兵士として戦争に駆り出され、戦死した死者を国家、地域社会、国民がいかに意味付け、対応したかの課題が挙げられる。明治6年に徴兵制が敷かれ、国民の義務として17歳から40歳まで兵役への服役年限が定められた。平時には徴集される率は少なかったが、昭和期の戦時体制の時期には40歳までの兵役期間の者が大量に召集・動員された。さらには昭和10年代に入ると国家総動員体制の下で勤労動員・学徒動員などで兵器生産などに借り出された。そして、多くの戦争死者を生み出していった。いわば兵士と一般国民との境界が曖昧になり、戦争死の範囲が一般国民にまで拡大していったといえよう。

靖国神社の資料に限定しても、戦争死者数(昭和47年10月までの「合祀者」数)は、

戊辰の役~西南の役14,691柱日清戦役~日露戦役104,493柱第一次世界大戦~満州事変22,144柱

支那事変~大東亜戦争 2,302,884柱

となっている⁽¹⁾。支那事変から太平洋戦争にかけてのアジア太平洋戦争における戦死者の比率が94.2%を占めている。これは全国くまなく見られることである。ここには勤労動員などで戦争死者の数は含まれていない。

こうした膨大な戦争死者に遭遇した兵士などの家族、兵士などを送り出した地域社会、生き残った 戦友たちなどがいかなる姿勢でこの事実に向き合っていったのかの解明は不可避であろう。しかし、 戦後の靖国神社の動態についての研究においても、国家と靖国神社との関係に焦点が当られたものが 多い。また、地域社会における戦争死者慰霊の研究は戦前の忠魂碑などの研究が多く、戦後状況につ いての実証的研究は非常に少ない⁽²⁾。

後述するように、戦争死者の慰霊などのために戦後建立された慰霊碑などは数多くあり、その建立 母体、建立動機、建立様式などは多様である。地域社会で戦争死者のための慰霊碑、元特別攻撃隊の 出撃基地などに建立された慰霊碑、さらには各地域の護国神社境内に建立されている戦闘部隊の慰霊碑、訓練基地などに建立されている記念碑・慰霊碑、予科飛行練習生、飛行予備学生などの慰霊碑など多様である。また、沖縄県糸満市に集中的に建立されている沖縄戦闘での戦争死者の慰霊から始まった各府県単位の慰霊碑、海外での激戦の戦闘地域に建立されている慰霊碑、また、国内の空襲などでの戦没者の慰霊碑など数多くのものがある。それらの実態は把握しきれないくらいに多種多様であり、複雑でもある。それぞれについて緻密な研究が積み重ねられる必要があろう。特に関係者が高齢になり、資料の収集・聞き取り、解明が急がれているといってよい。

本報告では地域社会を建立主体とし、出兵兵士の慰霊碑に焦点を絞り、考察する。一つには地域社会の遺族会・地域自治組織などが中心となり、地域社会での戦争死者のための慰霊碑などが建立された事例である。いま一つは特別攻撃隊の元出撃基地で地域社会と戦友たちによって建立された事例である。そこでの建立動機、慰霊実態を考察する。

二 地域社会での慰霊碑の実態

[長野県の事例]

長野県において現在遺族会などによって何らかの程度で慰霊の対象になっている慰霊碑等は第1表のごとくである⁽³⁾。建立年が不明な53事例を除いても、敗戦後以降に建立されたものが152事例 (45.4%)を占めている。さらに戦後建立された慰霊碑が、戦前に建立されていた忠魂碑に併設され、それが慰霊儀礼執行の中心的対象になっている。一方では戦前に建立されていた忠魂碑等がほとんどかえりみられなくなっているのも多くあると思われる。例えば諏訪地域の辰野町の場合、日露戦役以降に建立された忠魂碑などが19碑ある。しかし、今日儀礼、あるいは慰霊祭祀の対象になっているのは昭和31年に建立された慰霊碑1基のみである。この慰霊碑には地区別にアジア太平洋戦争の戦死者名が刻まれているとともに、「満州」へ移住し、敗戦後死亡した者の名前も刻まれている。その場合敗戦後の混乱で家族員の全ての死者が把握もできなく、家族員と「その他」と記されているものもある。それ以外に戦艦大和の最後の艦長有賀幸作を記念した碑がある⁽⁴⁾。

第1表で顕著なことは、一つには戦前期においては忠魂碑が圧倒的に多いが、戦後は慰霊碑が最も多くなっていることである。それは戦死者のための碑の建立の意味付けが変わったことを示しているといえよう。二つには「その他」に分類した多様な名称の碑が多いことである。具体的には「平和塔」、「殉国観音像」、「供養塔」、「奉霊殿」などである。それは国家の統一的枠組みをもって建立された戦前の忠魂碑とは異なり、遺族、地域住民自らの世界観を投影した現れであるといえよう。

昭和20年12月15日にGHQより「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ 弘布ノ廃止ニ関スル件」(神道指令)が出された。そして、翌21年には各府県で公有地、学校敷地な ど公共敷地内に建立されていた忠魂碑の撤去、また、新たに建設する場合には公費の支出・補助の禁 止、戦死者の公葬の禁止などが布達された。長野県においても忠魂碑などが破棄された事例も多くあ る。しかし、その方針は昭和27年の講和条約発効によって緩和された。それに基づき破棄されていた

忠魂碑等の再建がされていく。第2表は再建された忠魂碑等の数である。宮崎県での事例に述べるように、その再建動機は単純に元の碑の再建ではなく、戦後の慰霊観に基づいて再編されたものであるといえる。

名 称 建立時期	忠魂碑	忠霊搭 (碑) (殿)	慰霊碑 (塔)	英霊搭 (殿)	招魂社(碑)	その他	計
明治期	32	1			16	8	57
大正期	68	1	1		4	3	77
昭和元年-20年	31	8		-	3	7	49
昭和21年-29年	6	3	14	10	9	30	72
昭和30年-39年	5	3	17	4	9	9	47
昭和40年-49年		2	10	2	1	7	22
昭和50年以降			6			5	11
不 明	18	4	3	3	12	13	53
計	160	22	51	19	54	82	388

第1表 長野県における慰霊碑等の建立時期

(財団法人長野県遺族会編『長野県遺族会誌』 昭和56年 より作成)

再建時期	忠魂碑	忠霊搭 (碑)	慰霊碑 (塔)	英霊搭 (殿)	招魂社 (碑)	その他	計
昭和21 - 29年	50	2	3	1	6	9	71
昭和30-39年	19	2			1	4	26
昭和40-49年	3						3
昭和50年以降	2	1			1		4
不 明	4				2	2	8
計	78	5	3	1	10	15	112

第2表 長野県において、敗戦後破棄された忠魂碑等の再建数

(第1表と同じ資料)

(宮崎県の事例)

宮崎県下において、戊辰の役から西南の役、さらに日清戦役、日露戦役にわたって数多くの記念碑などが存在する。アジア太平洋戦争に関する慰霊碑等も多い。県外では沖縄に宮崎県の慰霊碑「ひむかいの塔」が昭和50年に沖縄県糸満市に建立され、沖縄戦での戦没者とそれ以外海外での全ての宮崎出身の戦没者を祭祀している。また、元赤江海軍航空基地(現宮崎空港)脇には特攻隊出撃者の慰霊碑「鎮魂」が昭和55年に建立されている。それ以外に連隊単位、師団単位、戦闘地域での戦没者慰霊碑等が関連地域に建立されている。宮崎護国神社には遺品館とともに、境内に部隊単位の慰霊碑も多くある。

第3表は宮崎県遺族連合会が平成12年に出版した『宮崎の慰霊碑』に基づいて地域社会に建立されている慰霊碑などを掲げたものである⁽⁵⁾。 この表から窺えるように、忠魂碑は戦前に建立されたものが多いのに対し、忠霊搭、慰霊碑などは戦後に多く建立されている。長野県と同様な傾向である。

	忠魂碑	忠霊搭 (碑)	慰霊碑 〈搭〉	英霊搭 (碑)	招魂社 (碑)	その他	計
明治期	3		2		3	3	11
大正期	3	2	1				6
昭和元年 - 20年	1	4				1	6
昭和21年-29年	5	4	5		2	2	18
昭和30年 - 39年	1	12	6			3	22
昭和40年-49年		1	3	1			5
昭和50年以降	1	1	1			1	4
不 明	4	1	1		3	2	11
計	18	25	19	1 .	8	12	83

第3表 宮崎県における慰霊碑などの建立時期

財団法人宮崎県遺族連合会編『宮崎の慰霊碑』 平成12年3月発行 より作成

その詳細な建立経緯などについて、宮崎市の各地区の事例を聞き取り調査などに基づいて見ていく。

① 大宮地区(下北方町陣ヶ平) 慰霊搭

大正3年4月に日清・日露戦役の戦没者の忠魂碑を建立。

昭和33年5月にアジア太平洋戦争の戦没者の慰霊搭を建立。

建立場所は戦前のまま。

大宮地区遺族会が維持管理。

合祀柱数 482柱。

② 檍地区(吉村町江田原) 忠霊搭

『檍郷土史』―日露戦争以来257名の戦死者。

大正7年4月に日清・日露戦役の戦没者の忠魂碑を檍小学校校庭に在郷軍人会によって 建立。

忠魂碑は昭和21年に檍消防団により撤去・埋没。

昭和26年に檍振興会により再発掘、現在地に移転建立

檍振興会・遺族会・郷友会により維持管理・慰霊祭実施。

合祀柱数 199柱

③ 赤江地区(月見が丘 稲荷山公園内) 忠魂碑 昭和34年に建立。

平成10年に修復。

地区遺族会が維持管理。

合配柱数 433柱

④ 大淀·古城地区(谷川 天神山公園) 忠霊搭

明治40年に大淀国民学校校庭に忠魂碑を建立。

昭和21年に忠魂碑は破棄した。

昭和34年7月に遺族会・地区振興会によって忠霊搭を建立。

遺族会・地区振興会が維持管理。

合祀柱数 436柱

⑤ 大塚地区(原ノ前 神社境内) 忠霊搭

大塚地区と大淀地区合同の忠魂碑が大淀国民学校にあった。それは戦後破棄した。

昭和32年に大淀地区と分離し、建立した。

地区遺族会が維持管理。

合祀柱数 81柱

⑥ 木花地区(熊野) 忠魂碑・誉ヶ丘墓地

木花国民学校校庭に忠魂碑が建立されていた。建立年不明。

昭和22年11月に軍人墓地計画を生き残った元海軍大尉,遺族会(当時は木花地区遺族協助会)が提案し,地区の区会と相談して推し進めた。昭和22年に戦死年順に墓標を並べて,遺品,遺骨を納めた戦死者墓地が完成した。昭和25年に墓標を墓石に替えた。忠魂碑も移設した。その時,日清戦役戦死者2名,日露戦役戦死者10名も加えた。アジア太平洋戦争の戦死者は250名である。昭和32年に「營ヶ丘墓地」と名づけた。

維持管理は生還者達で結成された「木花地区戦友同志会」(後に木花郷友会と改称)と遺族会が担っていた。昭和41年からは木花振興会が担うことになった。

墓石数 260基

⑦ 青島地区(折生迫) 忠魂碑・誉の丘墓地

明治39年に忠魂碑が小学校校庭に建立されていた。昭和20年に空襲から護るために倒していた。

昭和23年にアジア太平洋戦争での戦死者の墓地を作ることが遺族協助会によって提案され、翌24年に個々の家の墓地に埋葬してあった遺骨を一斉に移し、その時、埋没してあった忠魂碑も墓地に移した。昭和28年に墓標を墓石に変更した。その時日清・日露戦役の戦没者の墓11基も移した。昭和38年に「營の丘墓地」と命名し、参道も「營の丘参道」と命名した。

墓地所有者は地区財産区。地区老人会・遺族会が維持管理。

日清・日露戦役墓石 11基

アジア太平洋戦争墓石 174基

⑧ 内海地区(内海 神社境内) 啓仰靖国之霊塔

昭和24年4月に建立した。海岸の山の上にあったが、参るのが大変なので、昭和47年に現在地へ移転した。

地区遺族会が維持管理。

合祀数 101柱

⑨ 瓜生野地区(瓜生野) 忠魂

元は小学校校庭にあったが、昭和26年に移転し、さらに現在地に移転した。

地区戦没者慰霊奉賛会が維持管理

合祀柱数 163柱

(10) 倉岡地区(糸原) 慰霊搭

丁巴之乱戦死者戦役記念碑(明治27年8月建立)

日露戦役忠魂碑(明治40年3月建立)。(両戦役記念碑は小学校校庭にあったのを移転) 慰霊搭は昭和30年5月に旧役場の裏山に建立した。さらに平成19年に山頂で参拝が大変 なので平地の現在地に移転した。

土地は宮崎市所有、慰霊祭は地区振興会が主催して実施。

合祀数 127柱 (日露戦役戦死者6名、アジア太平洋戦争121柱)。

⑪ 住吉地区(塩路浜山 神社境内) 慰霊搭

明治28年に忠魂碑を小学校校庭に建立していた。老人がおおいいので平成9年に現在地 に移転した。

地区自治会・遺族会が維持管理。

合祀数 336柱。

⑫ 生目地区(跡江) 忠霊搭

大正3年に小学校校庭に建立していたが、破棄した。昭和28年に現在地に再建した。 合祀数 350柱

以上12地区には慰霊碑などが建立されている。それ以外に江平・中央地区では合同で地域神社境内に1つの小社を造り、慰霊祭を実施している。このように全ての地域で慰霊が行われている。

ここから窺えるように、多くは戦争以前に忠魂碑が建立されていた。しかし、GHQの「神道指令」に基づき、宮崎県においても、昭和21年2月6日に宮崎県内政部長より各地方事務部長・各地町村長宛に「国家神道神社神道ニ関スル指令実施二関スル件」が出され、1. 忠霊搭建立に公費支出の禁止、2. 公共敷地内にある忠魂碑などの撤去、3. 市町村葬の禁止、4. 公職として私葬に参列の禁止、または公費による弔慰金の支出の禁止が出された。その実施状況についての問い合わせも、翌23年2月に文部大臣官房宗務課長から各都道府県知事に報告要請が出されている。それに基づいて県は市町村に実施状況を報告させている。こうした強い要請により、小学校校庭などから忠魂碑等は撤去されていった。

昭和27年4月に対日講和条約が発効して、占領体制は終結し、「神道指令」は廃止となった。講和 条約調印直後の26年9月に「戦ぼつ者の葬祭について」という文部省次官通達が出された。それは特 定宗教を象徴するものでない限り、公共団体が公共用地、公立学校敷地内などに慰霊碑などを建立は 認められるというものである。そして以後慰霊碑などの建立が盛んに行われていった。

しかし、それは戦前の忠魂碑の建立趣旨に見られたように、在郷軍人会が建立の中心的役割を果たし、日露戦役の凱旋記念の側面を強く持っているものではない。戦死者とともに従軍した自らの名前も碑に刻むことによって、戦争への貢献を誇示し、さらには戦争動員のための社会教育の装置としての役割を果たすことを目標したものではなかったといえる。建立の中心的役割を果たしたのは地域遺族会であり、それとともに地域自治会である。戦争死者の慰霊が主眼である。

慰霊搭には戦没年順に、または、地域毎に纏められた戦死者の名前を刻んだ板か、個々の戦死者の名票を納められ、それは位牌と称されている。軍の階級順に刻まれているのは在郷軍人会(戦後は郷友会と改称)が主導して建立した場合には見られるが、多くは戦死年月順か、地域ごとに纏められたものである。個々の家族の仏壇には位牌が祀られ、また、墓も建立されている。墓は共同墓地のなかに一箇所に纏められている場合、個々の家族の墓地の一角にある場合、宮崎市青島などのように戦死者集合墓地が作られている場合など多様である。多重祭祀の形態をとっている。しかし、靖国神社で集合的に、無個性的に「英霊」として祀り上げられているのではなく、個人としての出身家族での地位、家族の状況、同期の仲間での位置など当人の具体像の記憶が刻まれ、地域社会で共有化され、それが「位牌」、「墓碑」として可視化されている。戦意高揚を大きな目標として建立された戦前の忠魂碑と連続線上で捉えることはできないであろう。

三 慰霊碑等の建立の動機

戦後建立された慰霊碑等の建立動機が、戦前の日清・日露戦役以降に建立された忠魂碑などにおいて見られるように、戦勝を記念し、生き残った兵士の凱旋をも表象し、さらに国民を戦場へ導くための国民教化を目的とするものではない。慰霊碑などに記されている建立動機を見てみよう。

長野県辰野町の慰霊碑(昭和31年建立)の碑文は辰野町出身の社会学者有賀喜左衞門が作文した ものである。そこには慰霊碑の建立動機は以下のように刻まれている。

全人類の平和への道は険しい,歴史はその道程において,この町の人々の尊い生命をも犠牲に した,今や全世界は共同福祉社会の建設に進まねば成らぬ,それが英霊へ感謝の唯一に道であ る。

また、宮崎県宮崎市青島「誉の丘墓地」の建設理由については以下のように記録されている。

「御国のためとは言え、わが子・わが父・わが夫と最愛の肉親を失った遺族の人々の心は安まらず、地下に眠る肉親の御霊とともに、戦争という人類最大の悲劇を再び繰り返さぬ平和日本建設を祈念するためにも、軍人墓地は建設すべきであると固く決意したのである」(6)

宮崎市倉岡「慰霊搭建設記念碑」碑文には以下のように刻まれている。

今次支那事変及び太平洋戦争で祖国の万歳を叫んで散って逝った倉岡出身の軍人軍属の数は百柱を超え又内地にあってこの戦争の犠牲となり又学徒として動員され空しく死没された一般市民は十柱に上っている。我が国も終戦以来茲に十年平和条約も締結せられ国民の精神状態も漸く平静に立ち返りつつあるときこれ等戦争犠牲者の冥福を祈ると共に世界平和を祈念するための慰霊碑を建立することは残された国民の義務と思われるのである。当倉岡では茲に元軍人を中心として軍人遺族後接会が結成せられ毎年慰霊祭を斉行してきたが昭和28年3月以来慰霊搭建設の議が起り幸宮崎神宮の厚意により同社頭にあった谷岡計銅像の台石の無償払下げを受けることができたので倉岡地区慰霊搭建設委員会を結成しこれが推進を計り地区市民の労力奉仕によりこの台石を主体として眺望比なきこの地に壮厳なる慰霊搭の建立を見るに至ったのである。これより先糸原城内にあった明治一〇年の役及び日清日露両戦役記念忠魂碑を昭和二十八年三月此の地に移し此の機会に全戦争犠牲者を合祀することにしたのである。茲にその概要を記し記念とす。

これら慰霊碑等の建立動機の主眼は戦争死者を「戦争犠牲者」として捉え、地域社会と地域遺族会とが共有する慰霊空間を表象する装置を造ることであったといえよう。しかも、慰霊の対象が長野県辰野町、宮崎市倉岡地区に慰霊碑に窺えるように戦死した兵士に限定されなく、「満州移民」での死者、勤労動員での死者をも含まれている。

さらにこの「戦争犠牲者」観には単に犠牲になったというのではなく、戦争責任を問うことをも射程に含めたものであったといえよう。例えば、昭和19年にルソン島で戦友を失い、本人は生き残ったが、彼が靖国神社を訪れる意味を次のように述べていることからも窺える。

山形から上京するたびに靖国神社と千鳥ヶ丘戦没者墓苑に足を運ぶ。それは御参りするためでなく、亡き戦友たちに会いに行くのである。死者たちの面影を求めて、戦中と戦後のことを、現在と未来のことどもを、語り合わんがために行くのである。(中略)戦争霊は"神"になることをいささかも望んでいない。霊魂とならざるを得なかったその要因と元凶を捜し求め、生き残った者たちに、それらの真相を明らかにして欲しいと、果たし切れぬ夢を、今もなお追い続けているのだ。(中略)私にとって靖国の杜とは、死者たちが集う合う杜の在所であり、祭祀の日は、霊魂が宿る憩いの安所であり、多くの死者たちと生者らとを結ぶ、心静かな語らいの静苑と思っているからである(7)。

また、鹿児島県出水市に特攻隊慰霊碑が昭和35年に建立された。そのとき中心的役割を果たしたのは元陸軍中佐で、戦中太刀洗陸軍基地で特攻機の設計・整備を担当し、戦後は出身地出水に帰り、図書館長などを務めた田島秀雄である。特攻慰霊碑建立の動機となる詩「特攻隊員に捧うる詩」(昭和28年9月27日)を彼は表している。

不似合に広き道路は 丈なす夏草に埋もれ あちこちに堆高く積まれて 草むすコンクリートの残骸

かって流せし勇士らの血汐にも似て 点々とかたまり咲く 彼岸花 その紅が眼に痛い

若き勇士らを送りし 基地「出水」 人々既にその名をも忘れんとす 吾らに代わりて代わりなき若き生命を 南海の千尋の底に沈めし 勇士らよ

生きては神と讃えられ 死しては 名なく 花輪なく 墓標なき 若き勇士らよ

南海の荒き波とうに弄ばれ 底知れぬ暗き千尋の底に横たわる時 その無垢の眼に この世は如何に写りしや

吾らに うらみあれば その血汐をもて黒潮を紅く染めよいかりあれば台風となりて 情薄きわれらが家を打ちこぼて迷いあれば 大波となりて岸をうち 岩を噛み岩を削りて 汝ら自らの墓標を刻め再軍備の声ほうはいとして巷にみつるとき 吾ら再びおろかなる怯懦におちず

吾らのいとしき子弟の血もて 美しき郷土の山河を染めざるために 汝らの怒りを吾らに伝えよ ⁽⁸⁾

これらから窺えるように、戦後生き残った者が生き残ったことへの強い呵責の念と、戦争への怒りの感情、戦争責任を問うこととが慰霊碑建立へ駆り立てていったことが推察されよう。

四 戦死者慰霊祭祀研究の課題

日清・日露戦役の段階ではアジア太平洋戦争に比較して、戦死者も少なく、しかも、一応戦争に勝利したという高揚した状況も加わり、帰還した自らは「凱旋者」と自認し、彼らによって構成された在郷軍人会が主体となり戦友の死を記念し、忠魂碑が建立された。それは国家が忠魂碑建立を推奨し、そのことによって戦争動員を正当化し、鼓舞する側面も強くあったといえよう。しかし、アジア太平洋戦争においては周知のように悲惨を極める戦場に晒され、南方戦線では玉砕・餓死が70%を超えるといわれるような悲惨な状況であった。その死による無念さが受け継がれていった。しかも兵士を送り出した郷里においても空襲、物資の強制供出、主力労働力の出兵・戦死という厳しいものであった。戦争末期には戦死しても遺骨も帰らない状況に晒されていた。さらに、敗戦後は、わずかであっても戦争中に戦争遺族への公的扶助、地域社会からの援護が差し向けられていたのが、それも打ち切られ、厳しい生活状況に陥る者も多くあった(9)。

敗戦直後の遺族家族のおかれた飢餓的状況にたいして、遺族を中心に社会保障を求めて遺族会運動が展開された。昭和22年には日本厚生遺族連盟を結成している(昭和28年財団法人日本遺族会設立)。昭和27年に「戦傷病者、戦没者遺族等援護法」が公布され、遺族年金、弔慰金の支給が行われるようになった。そうしたなかで戦死の意味を求めていった。そのときの標榜は「戦争の最大の犠牲者はわ

れわれ遺族である」というものであった。その象徴として戦死者を慰霊し、社会的記憶に留めるために慰霊碑などを建立したといえよう。肉親の戦死を「犬死」、「無駄死」ではなく社会的に意味付け、正当化されなければ、遺族の精神的世界は瓦解するという危機感もあったであろう。それが昭和20年代後半から30年代にかけて慰霊碑などの建立に駆り立てていったといえよう。

一方、特攻隊の場合には、「十死零生」の出撃を定められ、死を強いられていった。勝利も戦果もほとんど期待できないものであった。敗戦後は生き残った元特攻隊員たちは、家族員・戦友の戦死にたいして社会的に正当性も与えられず、訓練を共にした戦友が特攻出撃死したのに、自らは生き残ったことにたいして、安堵よりも強い呵責の念と怒りをもって敗戦を迎えたという状況であったといえよう。特攻隊慰霊の建立の主力となって運動したのは元特攻隊関係者である。例えば鹿児島県知覧の特攻観音・特攻平和記念館の場合、初発は地元で食堂を営んでいた「鳥浜とめ」が細々と慰霊していたことであった。そこに元陸軍航空隊参謀たちによって特攻観音の建立が持ちかけられて、知覧町が観音堂を造った。それとは別に特攻隊員の生き残りで名古屋在住の板津忠正氏(大正14年生まれ、昭和20年4月26日出撃・不時着・帰還)が終戦直後から戦友の家族を巡り、戦友の慰霊と共に、遺族に戦友の戦死の状況を報告していた。そして、名古屋市役所へ勤務しながら土日には遺族を訪ねて、全国をマイカーでまわり、遺書・遺影などを集めていた。それが契機になり遺書・遺影などが収集され、今日の知覧特攻平和記念館建設となった。こうした板津氏の執念みなぎる行為は、生き残ったことへの強い呵責の念に基づいたものである。鹿児島県出水市の慰霊碑、串良町の慰霊碑、加世田市の記念館などの建立も同様な動機が切掛けとなっている。

元特攻出撃基地で戦友を慰霊する行為も、例えば山口県大津島で昭和30年11月に第1回の回天戦 没者の追悼式が挙行されたが、それは「嘆き」「怒り」が爆発する式典となったと伝えられている⁽¹⁰⁾。 戦死者のこうした様相は前述の鹿児島県出水で慰霊碑建立を指導した田島の前述の歌からも窺える。

日本遺族会運動が昭和38年の運動方針に第一に靖国神社の国家護持を掲げた。それはそれまでの遺族、戦友から問われている課題に日本社会は答えられなかった帰結ともいえよう。

以上のように戦後建立された忠霊搭、慰霊碑などは戦前の靖国神社―護国神社―忠魂碑という連続線上で捉えられた枠組みとは建立当初から異質なものであったともいえよう。太平洋戦争末期には、戦死―公葬の体系は壊滅状況に陥り、遺骨も収集されることなく、そして遺族に送り届けられることも無く、戦死広報のみが届けられるに過ぎなくなる状況も多く生じるようになる。さらに戦争死者に限定されなく、「満州移民」家族、勤労動員などの戦争死者も含まれている。戦後の日本社会はそうした戦争死に対して、犬死論、被害者/加害者論などが唱えられ、家族、地域社会、戦友などからの、戦争死に対する視点を取りまとめ、社会的コンセンサスが打ち立てられることもなかった。そして、戦後の日本社会の全体状況は戦後経済成長へ邁進していった。そこには戦争死者の慰霊的側面からの社会的コンセンサスを構築していかなければならないという視点が欠如していたといえよう。敗戦後の日本社会の歩みは、そうした禍根を積み残したままの戦後であったといえよう。

註

- (1) 靖國神社編「靖國神社百年史 資料編 上」昭和58年 331-332頁
- (2) 赤澤史朗「戦後日本における戦没者の「慰霊」と追悼」(「立命館大学人文科学研究所紀要」 82 2003年 3月 117-133頁

池上良正「「靖国信仰の個人性」をめぐって」(國學院大學研究開発センター編「慰霊と顕彰の間」錦正 社 平成20年 183-280頁)

岩田重則『戦争死者霊魂のゆくえ―死者祭祀の民俗誌―』吉川弘文館 平成15年

孝本 貢「現代日本における戦死者慰霊祭祀―特攻隊戦死者の事例―」(圭室文雄編「日本人の宗教と 庶民信仰」吉川弘文館 平成18年 464-481頁)

西村 明「戦後日本の戦争死者慰霊―シズメとフルイのダイナミズム―」 有志社 平成18年

原田敬一「日本近代の戦争認識と戦没者祭祀」(大日方純夫・山田朗編『近代日本の戦争をどう見るか』 大月書店 2004年 279-31頁

龍谷次郎「戦後の忠魂碑・慰霊碑等について」(「歴史評論」329 昭和52年)

- (3) 財団法人長野県遺族会編「長野県遺族会誌」 昭和56年。なお、長野県は「旧満豪開拓」に動員された 最も多い県である。戦後その犠牲者への慰霊碑も多く建立されているが、ここではその考察は後の課題と したい。
- (4) 辰野町教育委員会編『辰野町の碑』 昭和54年
- (5) 財団法人宮崎県遺族連合会編『宮崎の慰霊碑』平成12年
- (6) 『青島区史』 昭和45年 区民公民館発行
- (7) 比暮 寥 『弾痕の青春』 (八島信雄編集・発行 遥かな日の叢書刊行会 2002年10月 9-10頁)
- (8) 出水市特攻碑顕彰会編『「雲の墓標」建設前後の想い出』 1994年4月 4-5頁
- (9) 財団法人日本遺族会編『日本遺族会十五年史』 昭和37年
- (10) 生出 寿『一筆啓上 瀬島中佐殿』 徳間書店 1998年 267頁
- (付記)本論文作成に当たり、宮崎県遺族連合会、宮崎県文書センター、長野県辰野町社会福祉協議会などに 資料閲覧などで大変お世話になった。また、鹿児島県出水市竹添二雄氏など多くの方々からご教示頂いた。 謝意をあらわします。

本論文は、2006年度~2007年度明治大学人文科学研究所個人研究費「戦没者慰霊祭祀の研究」、および平成18年度~平成20年度文部科学省科学研究費補助金 基盤研究(B)「戦争の記憶と創出の変容―地域社会における戦争死者慰霊祭祀の変遷と現状―」(研究代表者 孝本 貢)による調査成果の一部である。

(こうもと・みつぎ 商学部教授)